

小規模食品取扱事業者への設備の導入・衛生向上支援事業 補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、小規模食品取扱事業者における衛生設備の整備・機能強化により衛生管理レベルの向上を図るため、小規模食品取扱事業者における小規模食品取扱事業者への設備の導入・衛生向上支援事業実施要領（令和8年4月8日伺定。以下「実施要領」という。）に基づき、間接補助事業を実施する者（以下「間接補助事業者」という。）が事業を実施するのに要する経費に対し、実施要領第2に規定する補助事業者（以下「事業実施主体」という。）が補助する場合における当該補助に要する経費について、予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、使用する用語は、実施要領において使用する用語の例による。

(補助対象経費及び補助率)

第3条 この補助金の交付の対象となる経費及び補助率は、次のとおりとする。

補助対象事業	事業実施主体	補助対象経費	補助率
小規模食品取扱事業者への設備の導入・衛生向上支援事業	実施要領第2に規定する補助事業者	間接補助事業者が事業を実施するのに要する経費に対して、補助事業者が補助する場合における当該補助に要する経費	定額 (上限 10,000 千円)
		補助事業者が事業を行うために直接必要な事務に要する賃金、報酬・給料・職員手当、社会保険料、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費等の事務費	定額 (上限 2,200 千円)

(補助金の交付申請)

第4条 規則第3条第1項の規定による申請は、補助金交付申請書(第1号様式)によるものとし、次に掲げる書類を添付し、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(第2号様式)
- (2) 収支予算書(第3号様式)
- (3) 補助事業者が間接補助事業者に対して定める補助金交付要綱
- (4) その他知事が必要と認める書類

2 規則第3条第3項の規定により、申請書若しくは添付書類に記載すべき事項又は添付すべき書類のうち省略することのできるものは、同条第2項第1号、第2号及び第6号に掲げる事項とする。

3 第1項の規定による申請書を提出するにあたって、事業実施主体について、当該補助金に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助条件)

第5条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更(知事が定める軽微な変更を除く。)をする場合は、補助事業変更承認申請書(第4号様式)を知事に提出し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事業中止(廃止)承認申請書(第5号様式)を知事に提出し、その承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭(預金)出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (5) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する

者であってはならないこと。

- (6) この補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）は、知事の承認を受けずに、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保の用に供してはならないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に定めのない財産については、規則に定められている処分制限期間）を経過している場合はこの限りではないこと。
- (7) 財産は、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管し、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って、その効率的な運用を図ること。
- (8) 財産のうち、一件当たりの取得価格が50万円以上のものを処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。ただし、大蔵省令に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に定めのない財産については、規則に定められている処分制限期間）を経過している場合はこの限りではないこと。
- (9) 知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (10) 第4条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第11条の規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告すること。
- (11) 第4条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第12条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額（前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書（第6号様式）により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還すること。
- (12) 補助事業者の長は、間接補助事業者に補助金の交付の決定をする際には、この項の第1号から前号までの条件を付すこと。この場合において、「知事」を「補助事業者の長」に、「県」を「補助事業者」に読み替えるものとする。
- (13) 補助事業者の補助事業完了後に間接補助事業者から第5条第1項第6号、第8号及び第9号から第11号に該当する報告があった場合は、速やかに知事に報告すること。
- (14) その他、規則、実施要領及びこの要綱の定めに従うこと。

2 規則第5条第1項第1号の規定による知事の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、次のとおりとする。

- (1) 補助金の交付目的に反しない事業内容の変更（事業量の20パーセント以内の減

少、場所・構造・規模・工法・機械種類・研修科目の変更以外の変更等)

(2) 補助対象経費の 20 パーセント以内の増減 (又は補助対象経費の費目間における流用で、いずれか少ない額の 20 パーセント以内の増減)

(補助金の交付決定の通知)

第 6 条 規則第 6 条の規定による通知は、補助金交付決定通知書 (第 7 号様式) により行うものとする。

(申請の取下げのできる期間)

第 7 条 規則第 7 条第 1 項の規定により申請の取下げのできる期間は、補助金交付決定通知書を受理した日から起算して 15 日を経過した日までとする。

(状況報告)

第 8 条 規則第 9 条の規定による状況報告は、知事が事業の遂行及び支出状況について報告を求めたときは、速やかに知事に報告しなければならない。

(補助金の交付方法)

第 9 条 この補助金は、精算払の方法により交付する。ただし、知事が必要と認める場合は、概算払の方法により交付することができる。

(補助金の交付請求)

第 10 条 補助金の交付決定の通知を受けたものが、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書 (第 8 号様式) を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第 11 条 規則第 12 条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書 (第 9 号様式) もしくは第 13 号様式) によるものとし、次に掲げる書類を添付し、事業完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して 30 日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の 3 月 10 日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

(1) 事業実績書 (第 10 号様式)

(2) 収支精算書 (第 11 号様式)

(3) 補助事業者の支出を証する書類の写し（歳出簿または支出命令書等の写し）

(4) その他知事が必要と認める書類

（補助金の額の確定通知）

第12条 規則第13条の規定による通知は、補助金の額の確定通知書（第12号様式もしくは第14号様式）により行うものとする。

（書類の提出部数）

第13条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は1部とし、その様式及び提出期限は、この要綱の本則に定めのあるもののほか、別に知事が定めるところによる。

（交付規程）

第14条 補助事業者は、補助事業の開始前に補助事業を本要綱の規定に従い行うために、間接補助金の交付の手續等について交付規程を定め、知事の承認を受けなければならない。これを変更しようとするとき（ただし、軽微な変更である場合を除く。）も同様とする。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は都度知事が別に定める。

附則

この要綱は、令和8年度予算に係る小規模食品取扱事業者への設備の導入・衛生向上支援事業補助金から適用する。

第1号様式（第4条関係）

年度小規模食品取扱事業者への設備の導入・衛生向上支援事業
補助金交付申請書

第 号

年 月 日

大分県知事 殿

住 所

氏 名

年度において、下記のとおり小規模食品取扱事業者への設備の導入・衛生向上支援事業を実施したいので、補助金 円を交付されるよう、小規模食品取扱事業者への設備の導入・衛生向上支援事業補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業完了予定年月日 年 月 日

3 添付書類

(1) 事業計画書（第2号様式）

(2) 収支予算書（第3号様式）

(3) その他知事が必要と認める書類

第2号様式（第4条関係）

事業計画書

1 事業日程及び事業の内容

事業名	事業日程	事業の内容

2 事業に要する経費

（単位：円）

事業名	補助対象経費	経費の内訳

第3号様式（第4条関係）

収支予算書

1 収入

項目	予算額	備考
県費補助金	円	
計		

2 支出

項目	予算額	備考
	円	
計		

※ 必要な場合は、前年度との比較を記載させる。

第4号様式（第5条関係）

年度小規模食品取扱事業者への設備の導入・衛生向上支援事業
変更承認申請書

第 号

年 月 日

大分県知事 殿

住 所

氏 名

年 月 日付け第 号で交付決定通知のあった 年度小規模食品取扱事業者への設備の導入・衛生向上支援事業について、下記のとおり変更したいので承認されるよう、小規模食品取扱事業者への設備の導入・衛生向上支援事業費補助金交付要綱第5条第1項第1号の規定により申請します。

記

1 変更の理由

（備考）

以下、第1号様式の記の2以下に準じて作成するものとし、変更前と変更後が比較対照できるよう、変更部分を二段書きにし、変更前をカッコ書きで上段に記載すること。

第5号様式（第5条関係）

年度小規模食品取扱事業者への設備の導入・衛生向上支援事業
中止（廃止）承認申請書

第 号

年 月 日

大分県知事 殿

住 所

氏 名

年 月 日付け第 号で交付決定通知のあった 年度小規模食品取扱事業者への設備の導入・衛生向上支援事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので承認されるよう、小規模食品取扱事業者への設備の導入・衛生向上支援事業費補助金交付要綱第5条第1項第2号の規定により申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止の期間（又は廃止の期日）
- 3 中止（廃止）後の措置

第6号様式（第5条関係）

年度小規模食品取扱事業者への設備の導入・衛生向上支援事業
補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書

第 号

年 月 日

大分県知事 殿

住 所

氏 名

年 月 日付け第 号で交付決定通知のあった 年度小規模食品取扱事業者への設備の導入・衛生向上支援事業補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したので、小規模食品取扱事業者への設備の導入・衛生向上支援事業補助金交付要綱第5条第1項第11号の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の額の確定額	金	円
（ 年 月 日付け第 号による額の確定通知額）		
2 補助金の額の確定時に減額した消費税等仕入控除税額	金	円
3 消費税等の申告により確定した消費税等仕入控除税額	金	円
4 補助金返還相当額（3－2）	金	円
5 その他		

（1）別紙を添付すること。

（2）その他参考となる書類

消費税確定申告書の写し及びその添付書類（補助金に係るもの）を添付すること。

別紙

年度小規模食品取扱事業者への設備の導入・衛生向上支援事業

補助金に係る消費税等仕入控除税額集計表

仕入に係る消費税額 及び地方表皮税額 (A)	補助率 (B)	仕入に係る消費税 等仕入控除税額 (A×B)	備考
円		円	

(注) 1 「仕入に係る消費税額及び地方消費税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法の規定により、仕入に係る消費税額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額を記載すること。

2 「仕入に係る消費税等仕入控除税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法の規定により、仕入に係る消費税額として控除できる金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額を記載すること。

第7号様式（第6条関係）

年度小規模食品取扱事業者への設備の導入・衛生向上支援事業
補助金交付決定通知書

第 号

年 月 日

殿

大分県知事

年 月 日付け第 号で交付申請のあった 年度小規模食品取扱事業者への設備の導入・衛生向上支援事業補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、小規模食品取扱事業者への設備の導入・衛生向上支援事業補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

1 補助対象経費 金 円

2 補助金の交付決定額 金 円

3 補助条件

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）をする場合は、補助事業変更承認申請書（第4号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事業中止（廃止）承認申請書（第5号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならないこと。

- (6) この補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）は、知事の承認を受けずに、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保の用に供してはならないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に定めのない財産については、規則に定められている処分制限期間）を経過している場合はこの限りではないこと。
- (7) 財産は、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管し、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って、その効率的な運用を図ること。
- (8) 財産のうち、一件当たりの取得価格が50万円以上のものを処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。ただし、大蔵省令に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に定めのない財産については、規則に定められている処分制限期間）を経過している場合はこの限りではないこと。
- (9) 知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (10) 第4条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第11条の規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告すること。
- (11) 第4条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第12条の規定による補助金額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額（前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書（第6号様式）により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還すること。
- (12) 補助事業者の長は、間接補助事業者に補助金の交付の決定をする際には、この項の第1号から前号までの条件を付すこと。この場合において、「知事」を「補助事業者の長」に、「県」を「補助事業者」に読み替えるものとする。
- (13) 補助事業者の補助事業完了後に間接補助事業者から第5条第1項第6号、第8号及び第9号から第11号に該当する報告があった場合は、速やかに知事に報告すること。
- (14) その他、規則、実施要領及びこの要綱の定めに従うこと。

(備考)

要綱第5条第1項第4号の規定による補助事業変更承認申請書（第4号様式）に基づき変更交付決定をする場合は、この様式中「交付決定通知書」を「変更交付決定通知書」に、「交付申請」を「変更承認申請」に、「交付」を「変更交付」にそれぞれ読み替えるものとし、記の1及び2については、変更前をカッコ書きで上段に記載すること。

第8号様式（第10条関係）

年度小規模食品取扱事業者への設備の導入・衛生向上支援事業
補助金交付請求書

第 号

年 月 日

大分県知事 殿

住 所

氏 名

年 月 日付け第 号で交付決定通知のあった 年度小規模食品取扱事業者への設備の導入・衛生向上支援事業補助金 円を精算払（概算払）の方法により交付されるよう、小規模食品取扱事業者への設備の導入・衛生向上支援事業補助金交付要綱第10条の規定により請求します。

記

補助金交付 決定額	既受領額	今回請求額	残額	事業完了予定 (完了) 年月日	備考
円	円	円	円		

第9号様式（第11条関係）

年度小規模食品取扱事業者への設備の導入・衛生向上支援事業実績報告書

第 号

年 月 日

大分県知事 殿

住 所

氏 名

年 月 日付け第 号で交付決定通知のあった 年度小規模食品取扱事業者への設備の導入・衛生向上支援事業について、下記のとおり実施したので、小規模食品取扱事業者への設備の導入・衛生向上支援事業補助金交付要綱第11条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

記

1 事業の効果

2 事業完了年月日 年 月 日

3 添付書類

(1) 事業実績書（第10号様式）

(2) 収支精算書（第11号様式）

(3) 補助事業者の支出を証する勝利（歳出簿または支出命令書等の写し）

(4) その他知事が必要と認める書類

第10号様式（第11条関係）

事業実績書

1 事業日程及び事業の内容

事業名	事業日程	事業の内容

2 事業に要した経費（単位：円）

事業名	補助対象経費	経費の内容

第11号様式（第11条関係）

収支精算書

1 収入

項目	精算額	予算額	増減	備考
県費補助金	円	円	円	円
計				

2 支出

項目	精算額	予算額	増減	備考
	円	円	円	円
計				

第12号様式（第12条関係）

年度小規模食品取扱事業者への設備の導入・衛生向上支援事業
補助金の額の確定通知書

第 号

年 月 日

殿

大分県知事

年 月 日付け第 号で提出のあった 年度小規模食品取扱事業者への設備の導入・衛生向上支援事業実績報告書に基づき、年 月 日付け第 号による交付決定通知に係る補助金の額 円については、金 円に確定したので、小規模食品取扱事業者への設備の導入・衛生向上支援事業補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

第13号様式（第11条関係）

年度小規模食品取扱事業者への設備の導入・衛生向上支援事業実績報告書

第 号

年 月 日

大分県知事 殿

住 所

氏 名

年 月 日付け第 号で交付決定通知のあった 年度小規模食品取扱事業者への設備の導入・衛生向上支援事業について、下記のとおり実施したので、小規模食品取扱事業者への設備の導入・衛生向上支援事業補助金交付要綱第11条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。併せて、補助対象経費の軽微な変更が生じたため実績のとおり承認されるよう申請します。

記

1 事業の効果

2 事業完了年月日 年 月 日

3 添付書類

(1) 事業実績書（第10号様式）

(2) 収支精算書（第11号様式）

(3) 補助事業者の支出を証する勝利（歳出簿または支出命令書等の写し）

(4) その他知事が必要と認める書類

第14号様式（第12条関係）

年度小規模食品取扱事業者への設備の導入・衛生向上支援事業
補助金の額の確定通知書

第 号

年 月 日

殿

大分県知事

年 月 日付け 第 号で提出のあった 年度小規模食品取扱事業者への設備の
導入・衛生向上支援事業実績報告書に基づき、年 月 日付け第 号による交付決
定通知に係る補助金の額 円については、補助金の額を 円に変更交付
決定し、 円に確定したので、小規模食品取扱事業者への設備の導入・衛生向
上支援事業補助金交付要綱第12条の規定により通知します。